

東浦町公告

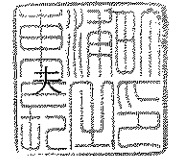
東浦農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案及び農業振興地域整備計画を変更する理由を次のとおり縦覧に供する。

東浦町の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日まで東浦町に意見書を提出することができる。提出された意見書は、要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公表する。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に東浦町にこれを申し出ることができる。

令和8年9月15日

東浦町長 日 高 輝



1 縦覧期間

令和8年9月16日から令和8年10月15日まで

2 縦覧場所

東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町地域創造部商工農政課